

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
平成28年11月22日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 0件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 3件

国民年金関係 3件

厚生年金保険関係 0件

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 1600236 号

厚生局事案番号：東海北陸（国）第 1600037 号

第 1 結論

昭和 62 年 4 月から昭和 63 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：男
基礎年金番号：
生 年 月 日：昭和 32 年生
住 所：

2 請求内容の要旨

請 求 期 間：昭和 62 年 4 月から昭和 63 年 3 月まで

前回、請求期間の保険料を納付したのか、免除申請したのか記憶が明確ではなかったが、請求期間である昭和 62 年に限って考えると、当時、私は、父親を介護する必要があったため、定職に就けずアルバイトをするしかなく、収入が不安定であったこと、年金記録では請求期間直前の保険料が免除されていることなどから、請求期間の保険料は免除申請した可能性が高いと考え、請求期間の保険料の免除申請をしたとして訂正請求をしたが、年金記録は訂正できないとの通知を受け取った。

今回、請求期間以後の状況をいろいろと思い出した中で、A 市の実家に実際に住むようになった頃に、父親を介護するに当たり両親と話し合い、私が父親の介護に専念する代わりに、私の保険料の納付については、父親の年金から、保険料の不足分を補ってもらおうよう決めたことや、B 市から A 市に転居後、平成元年 7 月頃に初めて納付書が届いたことや、請求期間の保険料については、平成元年 7 月頃に、まとめて納付したことを新たに思い出した。

改めて、請求期間の保険料を納付したとして訂正請求するので、調査の上、私の年金記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者の 1 回目の訂正請求については、請求期間の保険料が免除されていたとして行われているところ、請求者は、昭和 56 年 4 月の加入手続以後、請求期間を含め継続して国民年金の被保険者である上、請求期間直前の保険料は免除が承認されているものの、i) 戸籍の附票によると、請求者は、請求期間中である昭和 62 年 5 月に B 市から A 市へ住所地を異動しているが、そのどちらで免除申請

を行ったかの記憶は明確でなく、請求期間当時の免除申請の状況の詳細は不明であること、ii) B市の請求者に係る被保険者名簿等において、「市外転出」、「納付書発行停止」と記録されていることから、請求者は免除申請をしないまま、A市に転居したものと推認されること、iii) A市の請求者に係る被保険者名簿及び同市の国保年金システムにおいても、請求者が請求期間に係る免除申請をした形跡は確認できないことなどから、請求期間の保険料が免除されていたとする訂正請求に関しては、平成 28 年 6 月 6 日付けで、訂正をしない旨の東海北陸厚生局長の決定が通知されている。

これに対し、請求者は、請求期間以後の状況をいろいろと思い出した中で、i) 昭和 62 年 5 月に A 市に所在していた実家に住民票上の住所は異動したが、そのしばらく後、実家に実際に住むようになった頃に、父親を介護するに当たり両親と話し合い、自身が父親の介護に専念する代わりに、自身の保険料の納付については、父親が受給していた年金から、保険料の不足分を補ってもらうよう決めたこと、ii) B市からA市に転居後、平成元年7月頃に初めて納付書が届いたこと、iii) 請求期間の保険料については、平成元年7月頃にまとめて納付したことを思い出したとして、請求期間の保険料を納付していたとして本訂正請求を行っている。

請求者は、請求期間以後の保険料を納付するための資力を有するに至った経緯について、上述のとおり、具体的に陳述しているところ、オンライン記録によると、請求者は、請求期間の直前まで、保険料が免除されていたが、請求期間後は、ほぼ全ての年度で保険料が前納されていること、及び父親が受給していた年金額の記録状況を踏まえると、請求者の陳述に不合理な点はなく、請求期間の保険料をまとめて納付する資力があつたことがうかがえる。

また、オンライン記録における請求期間後の保険料納付状況を見ると、請求期間直後の昭和 63 年度の保険料については、1 年度分まとめて過年度保険料として、平成元年度の保険料については、平成元年 4 月から同年 8 月までをまとめて現年度保険料として、いずれも平成元年 7 月に納付されているため、請求者は、この頃に請求期間後の保険料の納付を開始したことが確認でき、あわせて、請求者の保険料を納付するに至った経緯の陳述を踏まえると、遅くとも平成元年 7 月頃までに、国民年金に関して、何らかの諸手続が行われたことを契機として、請求者に対して納付書が作成されていたものと推察される。この納付書が作成された時期を基準とすると、請求期間の保険料については、2 年の時効が成立しておらず、上述の昭和 63 年度の保険料を納付した納付書と一緒に請求期間の保険料の納付書も作成されていたものと考えられることから、請求者は、請求期間全ての保険料を過年度保険料として納付することが可能であった。

さらに、オンライン記録によると、請求者は、国民年金加入期間において、請求期間を除き保険料の未納はなく、請求期間後においても、通算 20 年以上の長期間にわたり保険料を前納していることが確認できるため、国民年金に対する関心及び保険料の納付意識が高かったものとみられることから、請求者が 12 か月と短期間である請求期間の保険料を納付していたとしても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1600307号
厚生局事案番号 : 東海北陸(国)第1600038号

第1 結論

昭和56年*月から昭和60年9月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和36年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和56年*月から昭和60年9月まで

私は、20歳の頃は他県で大学に通っており、昭和60年3月に卒業した。昭和56年*月から昭和60年3月までの保険料については、実家の母親が、半年ごとに実家に送付されてきた納付書により、金融機関で納付してくれていたと聞いている。

また、私は、母親に勧められて国民年金の加入手続を行ったことを覚えているが、私が所持する年金手帳には「初めて上記被保険者となった日」欄に「昭和60年4月1日」と記載されているので、そのときに加入手続を行ったのだと思う。

大学を卒業した後の昭和60年4月から同年9月までの保険料については、誰が納付したか覚えていないが、将来、満額の年金を受け取るため、未納にならないように納付していたはずである。

請求期間について、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求者は、請求期間のうち、昭和56年*月から昭和60年3月までの保険料については、母親が納付してくれていたとしているところ、その母親は、国民年金に任意加入被保険者として加入(昭和48年2月)しており、60歳に到達するまでの国民年金加入期間において保険料を全て納付しているため、母親の年金制度への関心及び保険料の納付意識は高かったことがうかがわれる。

また、国民年金手帳記号番号払出簿及びオンライン記録における請求者の国民年金手帳記号番号前後の被保険者の資格取得状況等から、請求者の国民年金手帳記号番号は、昭和62年2月頃にA市B区において払い出されたものと推認され、その際に、昭和60年4月1日まで遡って被保険者資格を取得する事務処理が行われたものとみられる。この加入手続時期を基準とすると、請求者又はその母親は、請求期間のうち、昭和60年4月から同年9月までの保険料を過年度保険料として納付することが可能であった。

さらに、請求者の年金記録を見ると、請求期間後の国民年金加入期間の保険料については、全て納付されており、請求者は、保険料の納付意識が高かったことがうかがわれる上、請求期間直後の保険料については、過年度保険料として納付されていることから、請求者又はその母親が保険料の未納の解消に努めていたことがうかがわれる。

- 2 しかしながら、請求期間のうち、昭和 56 年*月から昭和 60 年 3 月までに関して、請求者は、当該期間において他県で大学に通っていたとしており、当該期間に係る国民年金の加入手続に直接関与しておらず、当該期間の保険料を納付していたとする母親は、保険料納付の前提となる国民年金の加入手続についての記憶は必ずしも明確ではないことから、請求者の当該期間における国民年金の加入手続の詳細は不明である。

また、請求期間当時の制度においては、原則、加入手続が初めて行われた際に被保険者に対して国民年金手帳記号番号が付番され、当該被保険者は、その番号に基づいて保険料を納付する取扱いであったところ、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録によると、上述の昭和 62 年 2 月頃に払い出された国民年金手帳記号番号以外に、請求者に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、この頃に請求者の国民年金の加入手続が初めて行われたものとみられる。

さらに、請求者に係る被保険者資格の取得日については、A 市の国民年金被保険者名簿及び国民年金保険料検認状況一覧票によると、いずれもオンライン記録と同様、請求者が大学を卒業した直後の昭和 60 年 4 月 1 日に強制加入被保険者として資格を取得したとされており、このことは、請求者が所持する年金手帳における「初めて上記被保険者となった日」欄の記載内容とも一致している。

加えて、請求者は、請求期間のうち、昭和 56 年*月から昭和 60 年 3 月まで大学生であったとしているため、当該期間において国民年金の任意加入対象者に該当していたところ、任意加入対象期間については、制度上、遡って被保険者資格を取得することはできないことから、上述の加入手続（昭和 62 年 2 月頃）時に、当該期間の被保険者資格を遡って取得することもできなかった。

このほか、請求期間のうち、昭和 56 年*月から昭和 60 年 3 月までについて、請求者の実家の所在地である A 市及び請求者が大学時代の居住地であったとしている C 市のいずれにおいても、請求者が国民年金に加入していた形跡は確認できない。

したがって、請求者は、請求期間のうち、昭和 56 年*月から昭和 60 年 3 月までの間において国民年金に未加入であり、当該期間において未加入である請求者に対して、保険料を納付するための国民年金に関する納付書が発行され、母親の元へ送付されていたとは考え難いことから、母親は、当該期間の保険料を納付することができなかったものと考えられる。

- 3 請求期間のうち、昭和 60 年 4 月から同年 9 月までに関して、請求者は、自身が所持する年金手帳の「初めて上記被保険者となった日」欄に記載されている内容から、昭和 60 年 4 月頃に国民年金の加入手続を行ったと主張しているところ、被保険者となった日については、通常、加入手続が行われた日を記録するのではなく、法定要件に該当した日（本件においては、大学卒業後の昭和 60 年 4 月 1 日）を記

録する事務処理を行うこととされているため、被保険者となった日と加入手続時期は必ずしも一致しない。

また、請求者は、昭和 60 年 4 月に加入手続を行ったとしている点を踏まえると、請求期間のうち、昭和 60 年 4 月から同年 9 月までの保険料については、現年度保険料として納付したとする主張であるものと考えられるところ、上述のとおり、請求者の加入手続は、昭和 62 年 2 月頃に行われ、遡って当該期間の被保険者資格を取得しているため、請求者は、当該期間当時において国民年金に未加入であったことから、当該期間の保険料を現年度保険料として納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、請求期間のうち、昭和 60 年 4 月から同年 9 月までについては、上述のとおり、請求者又はその母親が当該期間の保険料を過年度保険料として納付することが可能であったものの、請求者は、当該期間の保険料を誰が納付したか定かではないが、母親も記憶にないとしているのであれば、請求者自身が納付したかもしれない旨陳述しているため、保険料の納付状況の詳細は不明であり、その他具体的な陳述を得ることができないことから、請求者又はその母親が請求期間のうち、昭和 60 年 4 月から同年 9 月までの保険料を過年度保険料として納付していた事情を導き出すことができない。

- 4 請求者の保険料を納付していたとする母親は、請求者に係る保険料について、送付されてきた納付書で 4 回程度まとめて納付した記憶がある旨陳述しているところ、オンライン記録によると、請求期間直後から上述の加入手続までの期間の保険料については、3 回にわたり、まとめて納付されていることが確認できる。このため、請求者及びその母親は、請求期間後のまとめて納付されている保険料について、それが請求期間の保険料の納付であったと取り違えている可能性も否定できない。

また、請求者及びその母親が請求期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）はなく、ほかに請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 5 これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 1600315 号

厚生局事案番号 : 東海北陸 (国) 第 1600039 号

第 1 結論

平成 15 年 9 月から平成 17 年 1 月までの請求期間については、国民年金保険料を免除された期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 15 年 9 月から平成 17 年 1 月まで

私は、毎年、A 市から保険料の免除申請に係る案内が届いていたので、届けば 1 週間もたたないうちに免除申請書を返送していた。収入は請求期間前後で大して変わっていないはずなので、請求期間の保険料も全額免除されていたはずだが、国の記録では未納とされているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、国民年金加入期間において、延べ 25 年以上の長期にわたり保険料が全額、4 分の 3、半額又は 4 分の 1 免除されており、保険料の免除制度について習熟していたことがうかがわれる。

また、国民年金記号番号払出簿及びオンライン記録によると、請求者の国民年金手帳記号番号(平成 8 年 12 月まで使用されていた国民年金に係る記号番号)は、昭和 61 年 4 月頃に払い出されたものと推認され、この頃に請求者の国民年金の加入手続が行われ、その際に、昭和 61 年 4 月に第 3 号被保険者として資格を取得する事務処理が行われ、同資格は昭和 62 年 1 月からは第 1 号被保険者に種別が変更されている。その後、平成 9 年 1 月時点において国民年金に加入していた請求者に対しては、同手帳記号番号を用いて基礎年金番号(平成 9 年 1 月から使用されている制度共通の記号番号)が付番されており、以後、請求者は、現在に至るまで第 1 号被保険者として国民年金に継続して加入しているため、請求期間について、保険料の免除申請をすることが可能であった。

さらに、請求者は、毎年、A 市から保険料の免除申請に係る案内が届いていたとしているところ、同市は、平成 15 年 6 月上旬時点で同市に居住し、平成 14 年

度（平成14年4月から平成15年6月まで）の保険料の全額又は半額免除が承認されていた第1号被保険者に対し、申請書、案内チラシ及び返信用封筒を同封した勸奨状を送付していた旨回答しているため、請求者の陳述する免除申請の手法は、同市の当時の取扱いと一致している。

加えて、請求期間のうち、平成15年9月から平成16年6月までに関して、当時、保険料の免除申請をした際に、制度上、免除が承認される期間は、申請日の属する月の前月から、その年の6月まで（申請日の属する月が7月から12月までの場合は、翌年の6月まで）とされていたところ、請求者の住所地を管轄する年金事務所が保管する「国民年金保険料免除申請書（全額・半額）」（以下「免除申請書」という。）によると、平成15年10月22日付けで保険料の免除申請（全額免除）が行われていること、及び全額免除の要件に該当しなかった場合は、半額免除の申請を希望する旨の申請が行われていることが確認できる。

しかしながら、請求期間のうち、平成15年9月から平成16年6月までに関して、当時、免除申請をした際に、制度上、免除が承認されるためには、単身世帯であったとする請求者の場合、前年の所得（1月から6月までの月分の保険料については、前々年の所得）が、全額免除は35万円、半額免除は68万円以下である必要があったものの、この所得要件の基準と上述の免除申請書に記載されている所得を見比べると、請求者の所得は、全額及び半額免除が承認され得る額を上回っていたことが確認でき、審査結果欄を見ると「却下」に丸印が付記されている。

また、A市の請求者の免除申請に係る資料においても、請求期間のうち、平成15年9月から平成16年6月までについては、平成15年10月22日付けで免除申請が行われ、全額及び半額免除はいずれも承認されず却下された旨の記載が確認できる。

さらに、請求期間のうち、平成16年7月から平成17年1月までに関して、A市は、当該期間直前の免除申請が却下されているため、翌年度に当たる当該期間において、請求者は免除勸奨の対象者として抽出されておらず、請求者に対し、免除申請の勸奨状等を送付することはなかった旨回答している。

加えて、オンライン記録によると、請求期間直後の保険料については、全額免除されているものの、請求期間直後の保険料の免除承認事由は失業による特例認定とされているため、請求者が陳述する勸奨状等の送付を契機とした免除申請書の提出ではなかったことがうかがわれるほか、当該請求期間直後の免除申請書によると、請求者は、平成17年3月に保険料の免除申請書を提出していることが確認でき、請求期間のうち、平成16年7月から平成17年1月までの保険料の免除が遡って承認されることもなかったものとみられる。

あわせて、当該請求期間直後の免除申請書には、請求者の前々年（平成15年分）の所得が記載されているところ、その額は、全額及び半額免除が承認され得る額を上回っていることが確認できるため、仮に請求期間のうち、平成16年7月から平成17年1月までに係る免除申請書が提出されていたとしても、所得要件の基準に該当したことによる免除の承認はされていなかったものと考えられる。

このほか、A市の請求者の免除申請に係る資料においても、請求期間のうち、平成16年7月から平成17年1月までについては、免除申請が行われていた形跡は見当たらない。

その上、請求期間については、基礎年金番号が導入された平成9年1月以降の保険料の免除に係る期間であり、年金記録における事務処理の機械化が一層促進され、記録管理の強化が図られていた時期であることを踏まえると、請求期間に係る年金記録の過誤は考え難いところ、請求者が請求期間の保険料を免除されていたことが確実と認められる関連資料はなく、請求者の主張とそれに対する行政側の行為の関連性が見て取れるような周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

厚生局受付番号：東海北陸（受）第 1600324 号

厚生局事案番号：東海北陸（国）第 1600040 号

第 1 結論

昭和 37 年 1 月から昭和 39 年 5 月までの請求期間、昭和 52 年 4 月から昭和 53 年 3 月までの請求期間、及び昭和 54 年 7 月から昭和 57 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：女
基礎年金番号：
生 年 月 日：昭和 16 年生
住 所：

2 請求内容の要旨

請 求 期 間：① 昭和 37 年 1 月から昭和 39 年 5 月まで
② 昭和 52 年 4 月から昭和 53 年 3 月まで
③ 昭和 54 年 7 月から昭和 57 年 3 月まで

請求期間①については、A 市 B 区役所で国民年金加入手続を行い、赤色か青色の年金手帳が郵送されてきた。保険料は、集金に来た人に当初は毎月納付していたが、その後、面倒になり年払いをした。保険料額は覚えていないが、年払いした時は 1 万円を超えていたと思う。

請求期間②及び③については、C 市 D 区に居住し、請求期間②の保険料は集金人に毎月納付し、請求期間③の保険料は当初は集金人に、その後、保険料月額が 5,000 円ぐらいになってからは、E 銀行（現在は、F 銀行）G 支店等で納付した。当時は店を経営しており、確定申告書に保険料を納付したことを記載したと思うが、今は残っていない。

私の年金記録では、請求期間①、②及び③は、いずれも未納とされているが、保険料を納付したことは間違いないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿によると、請求者には、これまで 2 回、国民年金手帳記号番号が払い出されている。1 回目は昭和 49 年 1 月に C 市 H 区において婚姻（昭和 49 年 2 月）前の姓で払い出され、当該国民年金手帳記号番号前後の任意加入被保険者の資格取得状況から、この国民年金加入手続は昭和 49 年 1 月頃に行われたものと推認される。2 回目は昭和 49 年 10 月に同市 I 区で婚姻後の姓で払い出されているが、その後、取り消され、当該手帳記号番号に基づく年金

記録は、1回目に払い出された手帳記号番号に統合されている。請求者にこれら国民年金手帳記号番号の他に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、請求者の国民年金加入手続は、昭和49年1月頃に初めて行われ、この加入手続の際、請求者が20歳に到達した昭和36年*月*日を資格取得日とする事務処理が行われたものと推認される（資格取得日は、平成20年10月に請求者が厚生年金保険被保険者資格を喪失した昭和37年1月*日に訂正）。

また、請求者は、請求期間の保険料納付について、請求期間①については全ての期間を、請求期間②及び③については保険料月額が5,000円ぐらいになるまでは集金人に納付したとしているところ、当時、請求者が居住したA市及びC市においては、請求期間①及び②において集金人（A市はJ、C市はK）による保険料の収納が行われており、請求者の陳述と合致する。

しかしながら、請求期間①について請求者は、A市B区役所で国民年金加入手続を行い、その際、赤色か青色の年金手帳が郵送されてきたとしているところ、上述のとおり請求者の国民年金加入手続は昭和49年1月頃に初めてC市H区で行われたと推認されることから、請求者が請求期間①に係る国民年金加入手続をB区役所で行った事情を見いだすことができない。

また、請求者は、請求期間①の保険料を年払いしたときの保険料額は1万円を超えたと思うとしている。しかし、請求期間①の保険料月額は100円で、年払い（12か月分の保険料を一括納付）した場合の保険料額は1,200円となり、請求者の記憶する保険料額と大幅に相違することから、請求者が請求期間①の保険料を納付した事情を見いだせないところ、上述の請求者の国民年金加入手続時期（昭和49年1月頃）を基準にすると、請求期間①の保険料は既に2年の時効が成立しており、請求者は請求期間①の保険料を納付することができなかつたものと推認される。

さらに、請求期間②について請求者は、当時、C市D区に居住し、保険料を集金人に毎月納付したとしているところ、当時のC市におけるK（集金人）による保険料収納は3か月ごとであり、請求者の陳述と相違する上、C市の請求者に係る被保険者名簿においても請求期間②の保険料が納付された形跡は見当たらず、請求者が請求期間②の保険料を納付した事情を見いだすことができない。

加えて、請求期間③について請求者は、引き続きC市D区に居住しており、当初は保険料を集金人に納付し、月額が5,000円ぐらいになってからはE銀行（現在は、F銀行）G支店等で納付したとしている。しかし、i）C市は、昭和54年*月にK（集金人）を全面廃止し、昭和54年*月からは全市において被保険者各自が納付書等により金融機関等で保険料を納付する自主納付制度に変更しているところ、昭和54年度の保険料月額は3,300円であり、C市においては保険料月額が5,000円ぐらいになる以前にK（集金人）による保険料収納が廃止されていることから、請求者の陳述と相違すること、ii）請求者の国民年金被保険者台帳（マイクロフィルム）には、昭和56年度欄に「納付書送付」の記載があり、当時、請求期間③のうち少なくとも昭和56年度の保険料は未納であったと

推察されること、iii) C市の請求者に係る被保険者名簿においても、請求期間③の保険料が納付された形跡は見当たらないことから、請求者が請求期間③の保険料を納付した事情を見いだすことができない。

このほか、請求者が請求期間①、②及び③の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）はなく、納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。